

令和6年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

| 自治体名 | 制度の名称 | 予算額 | 助成の対象 | | 助成等の方法 | 助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等) | 助成等の条件 | 助成予定件数 | 公募期間(予定) | 助成等の問い合わせ先 | | HPのURL | 備考 |
|------|-----------------------|----------|-----------|----------------|--------|---|---|--------|---------------|----------------|--------------|---|--|
| | | | エネルギーの種類等 | | | | | | | 担当部署名 | 電話番号 | | |
| | | | 種類等 | 詳細 | | | | | | | | | |
| 北九州市 | 中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業 | 39,000千円 | 再エネ | 再エネ全般 | 補助 | <p>●補助対象経費</p> <p>(A) 再エネ100%電力関連設備(新設・更新どちらも可) 自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、蓄電池</p> <p>(B) トップランナー基準達成等のエネルギー関連設備の例(更新に限る) 高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ(木質バイオマスボイラ含む)、変圧器、冷凍冷蔵設備、LED照明(高天井等のHIDランプ更新に限る)、コージェネレーションシステム、遮熱塗料、節水型トイレ、二重サッシ、断熱材、節水型便器など</p> <p>(C) 電気自動車関連 電動車(EV及びPHV・PHRVを含む)とV2H充放電設備</p> <p>上記、(A)、(B)、(C)の設置にかかる設備代及び工事費</p> <p>●補助対象額</p> <p>1. 上記(A)のうち自家消費型太陽光発電設備は40kW出力(kw)あたり5万円以内、小型風力発電設備は補助対象経費の3分の1以内で上限10万円、蓄電池は補助対象経費の3分の1以内(他の補助金との併用不可)</p> <p>2. (B)の合計の3分の1以内(他の補助金との併用不可)</p> <p>3. (C)の1組につき80万円(国等補助金との併用可)</p> <p>合計で50万円から500万円まで。ただし、中小企業基本法に定める小規模企業者は、補助額の下限はありません。</p> | <p>●補助対象者</p> <p>・補助対象事業の完了までに電力会社と脱炭素電力(非化石証書を含む)の仕様を満たす供給契約を締結しているもの(補助対象事業が完了したとき契約書の写し等を提出できること)</p> <p>・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所を置くもの</p> <p>・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、市長が認めるもの(中小企業で構成する組合など)</p> <p>・商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、市長が認めるもの</p> <p>・法人税法第2条第6号に規定する法人のうち、市長が認めるもの(医療法人、社会福祉法人等)</p> | 予算の範囲 | 令和6年5月～令和6年7月 | 再生可能エネルギー導入推進課 | 093-582-2238 | https://www.city.kitakyusuu.lg.jp/kankyuu/29000025.html | <p>※内部調整中のため、助成率及び補助対象事業など変更となる場合がありますので、詳細についてはHPまたはお問い合わせください。</p> |
| | | | 省エネ | 省エネ全般 | | | | | | | | | |
| | | | 蓄電池 | 蓄電池 | | | | | | | | | |
| | | | コージェネ | コージェネ全般 | | | | | | | | | |
| | | | 次世代自動車 | 電気自動車 | | | | | | | | | |
| | | | 次世代自動車 | 電気自動車用充電設備 | | | | | | | | | |
| | | | その他 | その他(助成等の条件に記入) | | | | | | | | | |

令和6年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

| 自治体名 | 制度の名称 | 予算額 | 助成の対象 | | 助成等の方法 | 助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等) | 助成等の条件 | 助成予定件数 | 公募期間(予定) | 助成等の問い合わせ先 | | HPのURL | 備考 |
|------|-----------------|----------|-----------|----------------|--------|---|---|--|------------------------|-------------|--------------|---|----------------------------|
| | | | エネルギーの種類等 | | | | | | | 担当部署名 | 電話番号 | | |
| | | | 種類等 | 詳細 | | | | | | | | | |
| 福岡市 | 次世代自動車の普及に向けた支援 | 94,288千円 | 次世代自動車 | 電気自動車 | 補助 | 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の購入経費の一部を助成 ●電気自動車: 10万円 ※再生可能エネルギー電力100%の電力契約をし、その電力で購入した車両の充電を行う場合は5万円を加算 ●プラグインハイブリッド自動車: 5万円 ●燃料電池自動車: 60万円 | ●補助対象者 ・個人: 福岡市に1年以上継続して住民登録をしている者 ・地域: 自治協議会 ・事業者: 福岡市に事業所等を有する個人事業主又は法人(独立行政法人等の公法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人を除く)※FCVのみ ・リース会社: 個人又は事業者とリース契約を締結し、電気自動車等を貸し出す者。ただし、事業者は燃料電池自動車のみ (要件) ・交付対象決定時に、市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。 ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 ●補助対象車両 ・自動車検査証の使用の本拠の位置が、福岡市内の住所である自動車であること。 ・自動車検査証の初度登録年月日が、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間であること。ただし、中古の輸入車の初度登録を除く。 ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車については、自動車検査証の「個人」「自治協議会」の場合、かつFCVを導入する場合: 360万円 ・輸入車の場合は、国土交通省による型式指定を受けている車両であること。 ※その他、要件あり | <補助枠> ①自動車検査証に記載の使用者が「個人」「自治協議会」の場合: 6,400万円 ②自動車検査証に記載の使用者が「事業者」で、かつFCVを導入する場合: 360万円 ①685台 ②6台 | 令和6年5月7日 ～令和7年2月28日 | 環境局脱炭素事業推進課 | 092-711-4204 | https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/jin-suishin/ho/ev_hojo.html | (環境局脱炭素事業推進課 092-711-4204) |
| | | | | プラグインハイブリッド自動車 | 補助 | | | | | | | | |
| | | | | 燃料電池自動車 | 補助 | | | | | | | | |
| | | | | 充電設備 | 補助 | | | | | | | | |

令和6年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

| 自治体名 | 制度の名称 | 予算額 | 助成の対象 | | 助成等の方法 | 助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等) | 助成等の条件 | 助成予定件数 | 公募期間(予定) | 助成等の問い合わせ先 | | HPのURL | 備考 |
|------|---------------------------|-----------|----------------------|----------------------------------|--------|---|--|------------------|-------------------------|--------------|--------------|---|-------------------------------|
| | | | エネルギーの種類等 | | | | | | | 担当部署名 | 電話番号 | | |
| | | | 種類等 | 詳細 | | | | | | | | | |
| 福岡市 | 脱炭素建築物誘導支援事業 | 55,000千円 | 省エネ 再エネ | 省エネ全般 再エネ全般 | 補助 | ゼロエネルギービル(ZEB)やゼロエネルギー・マンション(ZEH-M)の上乗せ設計費に補助 補助金を交付する対象の建築物及び補助金の交付額 (1) ZEB(延べ面積が300㎡以上2,000㎡未満):150万円 (2) ZEB(延べ面積が2,000㎡以上):300万円 (3) ZEH-M(延べ面積が200㎡以上2,000㎡未満):80万円 (4) ZEH-M(延べ面積が2,000㎡以上):100万円 | 【補助対象、条件】 ・福岡市内で延べ面積300㎡以上のZEBや200㎡以上のZEH-Mを建設する法人又は個人 ・ZEB、ZEH-Mに係る上乗せ設計費を福岡市内の建築士事務所等に支払うこと。 ・ZEB、ZEH-Mの設計をしたことを示すBELS評価書を取得(※交付申請日以降の取得) など | <補助枠> 5,500万円 | 令和6年4月1日 ~令和7年1月31日 | 環境局脱炭素社会推進課 | 092-711-4282 | https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/suisshin/machi/zeb-zehm-p-hojio.html | |
| | 事業所の再エネ設備導入支援事業 | 25,100千円 | 再エネ | 太陽光発電 | 補助 | 太陽光発電設備の設置費用の一部を助成 ●発電出力(※1kWあたり)5万円(上限額500万円) ※太陽光モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さいほうをいう。 | ●補助対象者 市内に事業所を有する事業者、PPA事業者(※別途要件あり) ●補助対象設備の要件 ・発電して需要家に供給した環境価値は需要家に帰属させること ・FIT(固定価格買取制度)又はFIPの認定を取得しないこと ・導入する設備から得られる電力量の50%以上を自家消費すること ※その他要件あり | <補助枠> 2,500万円 | 令和6年5月7日 ~令和6年11月29日 | 環境局脱炭素社会推進課 | 092-711-4204 | https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/suisshin/hp/saenasetsubi_reiwa_6.html | (環境局脱炭素社会推進課 092-711-4204) |
| | 金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業 | 9,467千円 | その他 | その他(助成等の条件に記入) | 補助 | 温室効果ガス(CO ₂)排出削減を目的としたSLL(サステナビリティ・リンク・ローン)で融資を受ける際の手数料を一部助成 ●融資手数料の1/2(上限30万円) | ●補助対象者 市内に事業所を有する民間事業者、個人事業主 ●補助対象ローン 市内に本店又は支店等を有する金融機関が取り扱っているSLLのうち、市が承認し登録されたもの ●補助の交付要件 ・SLL契約時のKPI(キー・パフォーマンス・インジケター)、SPTs(サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット)を事業所での温室効果ガス(CO ₂)排出量の削減目標で設定していること ※その他要件あり | <補助枠> 900万円 | 令和6年5月7日 ~令和7年1月31日 | 環境局脱炭素社会推進課 | 092-711-4204 | https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/suisshin/hp/cn_keisokushin.html | (環境局脱炭素社会推進課 092-711-4204) |
| | 福岡市商工融資資金 カーボンニュートラル資金 | 246,000千円 | 再エネ 省エネ 次世代自動車 | 再エネ全般 省エネ全般 その他(助成等の条件に記入) | 融資 | カーボンニュートラルの実現に向け、再エネ・省エネ設備の導入を行う福岡市内の中小企業者を対象とする融資制度 ●融資期間15年以内(措置期間2年以内) ●融資利率:年1.1% ●償還料率:年0.23~1.30% ●担保:必要に応じて徴求 ●保証人:個人は不要、法人は代表者 | ●融資対象者 市内に事業所があり、事業を営んでいる中小企業者(個人、法人、組合) ※ 別途要件あり ●融資対象設備 (1)再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備 (2)次世代自動車 ※次世代自動車(EV、PHEV、HV、FCV等)及びEVの充電設備 | - | - | 経済文化観光局経営支援課 | 092-441-2171 | http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/index.html | |

令和6年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

| 自治体名 | 制度の名称 | 予算額 | 助成の対象 | | 助成等の方法 | 助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等) | 助成等の条件 | 助成予定件数 | 公募期間(予定) | 助成等の問い合わせ先 | | HPのURL | 備考 |
|------|----------------------------------|---------|-----------|----------------|----------------|--|--|--------|---------------------|----------------|--------------|---|----|
| | | | エネルギーの種類等 | | | | | | | 担当部署名 | 電話番号 | | |
| | | | 種類等 | 詳細 | | | | | | | | | |
| 大牟田市 | 大牟田市大規模太陽光発電設置促進条例に基づく固定資産税の軽減措置 | - | 再エネ | 太陽光発電 | 課税免除 | 大規模太陽光発電設備に対して固定資産税が課税されることとなる年度から3年度分、大規模太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を5/6の額とするもの | 最大出力50KW以上の新たに設置した大規模太陽光発電設備 | - | - | 産業経済部 産業振興課 | 0944-41-2724 | http://www.city.omuta.lg.jp/hp/kiij/pub/List.asp?e_id=5&class_set_id=1&class_id=421 | |
| 久留米市 | 久留米市脱炭素経営推進事業補助金 | 350千円 | その他 | その他(助成等の条件に記入) | | <ul style="list-style-type: none"> ●エコアクション21認証取得促進事業 補助対象経費の2分の1以内・上限100千円 ●民間建築物ZEB化サポート事業 補助対象経費の4分の3以内・上限60千円 ●省エネ診断事業 補助対象経費の4分の3以内・上限17千円 | 次の各号に掲げる要件と補助事業ごとに掲げる要件をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ●久留米市内に本店または事業所を有する事業者 ●久留米市環境共生都市づくり協定を締結していること ●市税を滞納していないこと ●エコアクション21認証取得促進事業市内で1年以上同一事業を営み、初めてエコアクション21の認証・登録を受けたもの | 44件 | 令和6年4月～令和7年3月 | 環境政策課 | 0942-30-9146 | https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2030kankyouomi/316Hoiyo/2023-0327-1101-199.html | |
| 直方市 | わがまち特例の導入 | - | 再エネ | 再エネ全般 | その他(助成等の条件に記入) | 課税標準の特例率は、以下の通り ①太陽光(1000kw未満)・風力(20kw以上)・地熱(1000kw以上)・バイオマス(10000kw以上20000kw未満)：2/3 ②特定太陽光(1000kw以上)・特定風力(20kw未満)・水力(5000kw以上)：3/4 ③特定水力(5000kw未満)・特定地熱(1000kw以上)・特定バイオマス(10000kw未満)：1/2 ④特定バイオマス(10000kw以上20000kw未満) | 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの期間に新たに取得されたもの。 太陽光発電及び特定太陽光発電に関しては、FIT制度の対象外であって政府の補助を受けて取得した設備に限る。 | - | 令和6年6月28日～令和7年3月31日 | 税務課 | 0949-25-2143 | | |
| | 直方市省エネルギー診断受診費補助金 | 693千円 | 省エネ | 省エネ全般 | 補助 | 診断に要する費用に国の補助金が充当されている省エネルギー診断費用のうち、自己負担分に相当する費用(振込手数料を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> ●補助対象事業 ・市内の事業所等に対する省エネルギー診断とする。 ・省エネルギー診断は、補助金の交付を申請する年度の4月1日以降に受診したものに限る。 ●補助対象者 ・市内に事業所等を置く中小企業者等であること。 ・法人市民税又は個人市民税の納税地が直方市であり、直近の事業年度の申告を終えていること。ただし、正当な理由により申告できない場合は、この限りでない。 ・市税の滞納がないこと。 ・他の機関から同様の補助金の交付を受けていないこと。 ・直方市暴力団等追放推進条例(平成20年直方市条例第20号)第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業を営んでいないこと。 ・社会常識上又は倫理上好ましくない事業を行っていないこと。 ・宗教活動又は政治活動が目的でないこと。 | 30 | 令和6年7月1日～令和7年2月28日 | 環境政策課 | 0949-25-2123 | https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kurashi/1200/9954/14186/14319.html | |
| | 直方市省エネルギー設備導入費補助金 | 5,000千円 | 省エネ | 高効率照明・LED照明 | 補助 | 100万円を限度として対象設備の購入及び設置工事に要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)の3分の1に相当する額を補助※対象設備または機器(1) LED照明(左記と同時に導入する調光制御設備を含む。) | <ul style="list-style-type: none"> ●補助対象事業 事前に受診した省エネルギー診断の結果に基づいて省エネルギー効果の高い機器又は設備を導入する事業。 ●補助対象者 ・市内に事業所等を置く中小企業者等であること。 ・法人市民税又は個人市民税の納税地が直方市であり、直近の事業年度の申告を終えていること。ただし、正当な理由により申告できない場合は、この限りでない。 ・市税の滞納がないこと。 ・他の機関から同様の補助金の交付を受けていないこと。 ・直方市暴力団等追放推進条例(平成20年直方市条例第20号)第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業を営んでいないこと。 ・社会常識上又は倫理上好ましくない事業を行っていないこと。 ・宗教活動又は政治活動が目的でないこと。 | 5 | 令和6年7月1日～令和6年9月30日 | 環境政策課 | 0949-25-2123 | https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kurashi/1200/9954/14186/14323.html | |

令和6年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

| 自治体名 | 制度の名称 | 予算額 | 助成の対象 | | 助成等の方法 | 助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等) | 助成等の条件 | 助成予定件数 | 公募期間(予定) | 助成等の問い合わせ先 | | HPのURL | 備考 | |
|------|-------------------------------|----------|-----------|----------------|--------|--|---|---|---------------|---------------|--------------|---|------------|-----------------|
| | | | エネルギーの種類等 | | | | | | | 担当部署名 | 電話番号 | | | |
| | | | 種類等 | 詳細 | | | | | | | | | | |
| 大野城市 | 再生可能エネルギー機器等設置費補助金交付事業 | 21,900千円 | 再エネ | 太陽光発電 | 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 1kWあたり2万円(上限:5kW分) ※設置などの契約の相手が市内の事業者の場合は、1kWあたり5千円を加算 ・定置用蓄電システム 上限8万円 ・HEMS 上限2万円 ・V2H充放電設備 上限8万円 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所・所在地を有する ・市税に滞納がない ・暴力団でない 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム120件(+市内事業者加算20件) ・定置用蓄電池システム100件 ・HEMS 30件 ・V2H充放電設備 10件 | 令和6年4月～令和7年3月 | 環境経済部循環型社会推進課 | 092-580-1886 | http://www.city.onojo.fukuoka.jp/s068/saiseikanou.html | | |
| | | | 蓄電池 | 蓄電池 | | | | | | | | | | |
| | | | エネマネ | エネマネ | | | | | | | | | | |
| | | | その他 | その他(助成等の額に記入) | | | | | | | | | | |
| 大野城市 | 次世代自動車普及促進補助金交付事業 | 13,400千円 | 次世代自動車 | | 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 10万円 ・プラグインハイブリッド自動車 5万円 ・燃料電池自動車 20万円 ・充電器 購入費の3分の1(上限8万円) | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所・所在地を有する ・市税に滞納がない ・暴力団でない 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 100件 ・プラグインハイブリッド自動車 40件 ・燃料電池自動車 1件 ・充電器 20件 | 令和6年4月～令和7年3月 | 環境経済部循環型社会推進課 | 092-580-1886 | https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s068/030/010/030/20230714153727.html | | |
| | 省エネ診断受診支援補助金交付事業 | 135千円 | 支援サービス | その他(助成等の要件に記入) | 補助 | 省エネ最適化診断、省エネお助け隊による診断又は省エネクイック診断に要した自己負担額の全額 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に所在地を有する ・市税に滞納がない ・暴力団でない 等 | 10件 | 令和6年7月～令和7年3月 | 環境経済部循環型社会推進課 | 092-580-1886 | https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s068/030/010/shouenesindan.html | | |
| 宗像市 | 宗像市地域脱炭素移行・再生エネ推進重点対策加速化事業補助金 | 10,200千円 | 再エネ | 太陽光発電 | 補助 | 出力1kWあたり50,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内の事業所に補助対象設備を自己所有で設置する人またはリース事業者 ○市内の事業所の屋根等に設置される太陽光発電、それに付帯する蓄電池 ※蓄電池は定置型、1kWhあたり16万円(工事費含む・税抜き)までの設備に限る ○FIT及びFIPの認定を受けないこと ○補助対象設備で発電した電力の50%以上を自家消費する計画であること ○リースの場合は、リース料から補助金額が控除されていること ※別途要件あり | <ul style="list-style-type: none"> ○市内の事業所に補助対象設備を自己所有で設置する人またはリース事業者 ○市内の事業所の屋根等に設置される太陽光発電、それに付帯する蓄電池 ※蓄電池は定置型、1kWhあたり16万円(工事費含む・税抜き)までの設備に限る ○FIT及びFIPの認定を受けないこと ○補助対象設備で発電した電力の50%以上を自家消費する計画であること ○リースの場合は、リース料から補助金額が控除されていること ※別途要件あり | 3 | 令和6年11月～ | 脱炭素社会推進課 | 0940-369875 | 宗像市HPで公開予定 | その他の要件等はHPに記載予定 |
| | | | 蓄電池 | 蓄電池 | 補助 | 設置費用の3分の1蓄電池の価格(工事費込み、税抜き)に3分の1を乗じた額(1,000円未満切り捨て) | | | 3 | 令和6年11月～ | | | | |

令和6年度 エネルギー関連助成等制度一覧

【事業者向け】

| 自治体名 | 制度の名称 | 予算額 | 助成の対象 | | 助成等の方法 | 助成等の額 (補助率・補助額・融資利率・融資上限等) | 助成等の条件 | 助成予定件数 | 公募期間(予定) | 助成等の問い合わせ先 | | HPのURL | 備考 |
|------|-------------------------------|----------------|-----------|----------------|----------------|--|--|-----------|--------------------|------------|--------------|---|----|
| | | | エネルギーの種類等 | | | | | | | 担当部署名 | 電話番号 | | |
| | | | 種類等 | 詳細 | | | | | | | | | |
| 古賀市 | 古賀市温室効果ガス排出量可視化システム導入費補助事業 | 500千円 | その他 | その他(助成等の条件に記入) | 補助 | 補助上限額 10万円 | <ul style="list-style-type: none"> ●融資対象者 市内に事業所があり、事業を営んでいる事業者 ●融資対象 温室効果ガス排出量を可視化するシステムを導入し利用する費用を助成する。 可視化システムについては、サブライチエーン排出量のscope1～3に対応しているものに限る。 | 5社 | 令和6年6月中旬～令和7年3月 | 古賀市環境課 | 092-942-1127 | https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kanryo/007.php | |
| みやま市 | みやま市大規模太陽光発電促進条例 | - | 再エネ | 太陽光発電 | 課税免除 | 大規模太陽光発電設備最大出力が50kW以上、市内において大規模太陽光発電設備を設置した事業者(個人事業者含む)を対象に、大規模太陽光発電設備に課される固定資産税(償却資産に関するもの)の中から当該額に6分の1を乗じた額を減する | 大規模太陽光発電設備最大出力が50kW以上、市内において大規模太陽光発電設備を設置した事業者(個人事業者含む) | - | 令和5年4月～令和6年3月 | 環境政策課 | 0944-64-1545 | https://www.city.miyama.lg.jp/s031/kanko/020/050/20200106235000.html | |
| 糸島市 | 糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業 太陽光発電等設置補助金 | 99,249千円 | 再エネ | 太陽光発電 | 補助 | 出力1kWあたり50,000円(上限49kW相当2,450,000円) | <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象設備を設置する糸島市内の事業所で事業活動を営んでいる者 ○市内の戸建住宅の屋根に設置される太陽光発電、それに付帯する蓄電池 ※太陽光発電は50kW未満の設備に限る ※蓄電池は定置型、家庭用は1kWあたり15万5000円(工事費含む・税抜き)まで、業務用は1kWあたり19万円(工事費含む・税抜き)の設備に限る ○FIT及びFIPの認定を受けないこと ○補助対象設備で発電した電力の50%以上を自家消費する計画であること ※別途要件あり | 8 | 令和6年7月5日～令和6年12月3日 | 環境政策課 | 092-332-2068 | https://www.city.itoshima.lg.jp/s011/010/010/060/zerocarbon_company/r6juten_jigyosyo.html | |
| | | | 蓄電池 | 蓄電池 | 補助 | 設置費用の3分の1(上限100kW相当額)蓄電池の価格(工事費込み、税抜き)に3分の1を乗じた額(1,000円未満切り捨て) | 4 | | | | | | |
| 苅田町 | カーボンニュートラルに資する設備投資・立地促進奨励金 | 300,000千円(各年度) | その他 | その他(助成等の条件に記入) | その他(助成等の条件に記入) | <ul style="list-style-type: none"> ●設備投資 カーボンニュートラルに資すると認められる設備投資にかかる投下固定資産総額10億円以上 ●発電所 再生可能エネルギー発電所の新設のために投下固定資産総額10億円以上の土地を購入 | <ul style="list-style-type: none"> ●設備投資 カーボンニュートラルに資すると認められる設備投資にかかる投下固定資産総額10億円以上 ●発電所 再生可能エネルギー発電所の新設のために投下固定資産総額10億円以上の土地を購入 | 1件程度(各年度) | 令和3年4月～令和7年3月 | 交通商工課 | 093-434-1114 | https://www.town.kandal.lg.jp/page/1427.html | |